

公共用地の取得推進

—事業箇所の早期供用のために—

公共用地の取得とは

公共用地の取得とは、県が災害を防ぐために河川に堤防やダムを築いたり、渋滞の緩和のために道路などを整備するために必要な土地を取得することです。公共用地の取得については、**土地所有者等と合意の上で、売買契約等の締結により、土地の所有権等**を得る**任意取得**を基本としています。

一方で、事業主体が任意取得に向けて最大限の努力をしても、**任意取得が困難な場合**、土地収用法に基づく**収用手続きを経て**、土地の所有権等を取得する制度が定められています。

任意取得の流れ

<p>1 事業計画説明会</p> <p>事業の目的や工事内容、補償の手続きなどを関係者(土地の権利者など)の皆様に説明します。</p> 	<p>2 幅杭打設</p> <p>関係者の皆様の了承を得て、事業に必要な土地の範囲を示す杭を現地に打たせていただきます。</p> 	<p>3 用地測量</p> <p>事業に必要な土地の面積を調査いたします。</p> 	<p>4 物件調査</p> <p>移転が必要となる建物や立木などの物件を、調査いたします。</p> 
<p>5 調査内容の説明</p> <p>県で調査した土地の面積や物件の数量について、関係者の皆様に確認をしていただきます。</p> 	<p>6 補償金の算定</p> <p>土地の買取代金や物件を移転していただくための補償金を県が算定いたします。</p> 	<p>7 補償内容の説明</p> <p>土地の買取り、物件の移転のための手続きや補償金などについて、説明させていただきます。</p> 	<p>8 契約の締結</p> <p>了解をいただきましたら、契約書に署名・押印をいただき、契約が成立します。</p> 
<p>9 土地の登記</p> <p>お譲りいただいた土地は、県が所有権移転の登記をします。</p> 	<p>10 補償金の前払い</p> <p>所有権移転登記完了後、契約金額のうち土地代金及び物件移転料のそれぞれ70%以内の補償額をお支払いします。</p> 	<p>11 建物等の移転</p> <p>物件については、所有者の方が移転手続きを行い、土地の引渡しをさせていただきます。</p> 	<p>12 補償金の支払い</p> <p>土地の引き渡し完了後、土地代金及び物件移転料にかかる補償金の残額をお支払いします。</p> 

まとめ

皆様の大切な土地等を提供していただくことや、住み慣れた家を移転していただくことには、大きな不安や疑問、戸惑いが伴うと思いますが、私たちは、**十分にご理解いただけるよう説明をつくし、誠意を持って話し合いをさせていただき、皆様のご理解とご協力のもとに公共用地の早期確保に務めてまいります。**